

## 『農政と村落』にかかる論点整理

### 第三回大会討論概要

高橋正郎

茨城県大子町で昨一〇月一三日に開催された第三回大会は、『農政と村落』を共通論題として、二つの課題報告、一つの特別報告とともに伴う討論が行われた。

この共通論題は、前日の運営委員会で、次年度の赤穂大会にも引き継がれることになったので、三回大会では、継続課題の初年度でもあることから、問題の所在を明確にすることに焦点を置いた。三つの報告も、比較的短時間の討論も、その意味から共通論題『農政と村落』にかかる論点開示という性格をもつものであった。

共通論題が継続されるということから、来るべき『村落年報』(第二〇集)には、課題報告、高橋明善・柄沢行雄「自治体・農協政策と村落」、不破和彦「『地域農政』と部落」、ならびに特別報告、磯辺俊彦「農政と村落」はそれぞれ収録されるものの、その討論内容は慣例により収録されず、共通論題の最終年次に一括して記載されることになった。そこで、次年度への引継ぎの意味を兼ねて、当社、司会を務めた細谷昂・大野晃・高橋正郎を代表する形で高橋がここでその討論内容を要約することになった。文責はすべてこの高橋にある。

例年どおり、本大会もいくつかの研究会が積み重ねられた上で開催された。大会当日も各地区代表からその模様が報告され、討論はさきの三報告とともにそれらの研究会報告を踏まえてすすめられたのであるが、それらの研究会の内容は、すでに「通信」(No.131)に詳しく紹介されているので、ここでは省略し、討論の概要だけに限定させていただく。

討論では、まず、司会者団(細谷)から討論の柱とする四つの論点の整理が行われた。

「農政と村落」といった場合、問題とすべきことは、農政の側の問題、村落の側の問題と、両者のかかわりの問題の三つである。まず、農政の側の問題については、農政の論理をわれわれはどう理解し、どう捉えるかが中心課題となる。この点については第一回研究会(「通信」No.131)での論点整理がある。そこでは、農政といつてもそれは一義的に理解できないし、少なくとも、それには経済政策の一環として経済合理主義を追求する農政、と他方、官僚統制としての農政、それに政治支配の手段としての農政との三つの側面があり、それらが相互に矛盾を内包し、緊張関係をもちながら現実の農政が展開してきていると指摘されている。従来の村研では、これらは農政とか資本の論理とかといって一ことで片づけられてきた感があつて、とくに官僚支配、官僚統制としての農政などは殆ど論議されてこなかつた。論点の第一は、農政といふものをその内容に立ち入つて、それら三つの側面のからみあい、緊張関係の中でそれをどう捉えるかということを明確にしていく必要がある。

次に、村落の側の問題は、究極的にはやはり村研が一貫して追求し

てはいる「むら論」に到達しなければならないが、ここでは論議を囃みあわす必要から一定の限定を加え、現在、農政が把握しようとしているむらとは一体、いかなるものであるか、を明らかにしていきたいと思う。たとえば水田利用再編という農政に対する対応でも、

自由論題の報告にあつたように個々の農民の利害計算にもとづいた対応であるという理解もあれば、逆に、そこにはむらとうものが重要な役割を演じているという理解もある。さらに、そのむらも共同体を基礎としたものか、あるいは小農を基礎としたものかも明らかにしなければならない。

第三の論点は、両者の関係、それも村落の立場から、農政にどのような主体的対応をすることによってそれを取り込んでいくことのか、を明らかにする必要がある。これまた第一回研究会で報告されたことでもあるが、そこでも三つの対応が考えられる。一つは、いわゆる「配電盤」の末端として、補助金をその地域により多く引き込むとする受容の対応、二つは、農政をその地域が必要とする形へ主張的に組み替えていくとする対応、三つは、農政そのものに正面きつて抵抗するなり闘争するという対応である。このうち、とくに二番目の、主張的に組み替えていくとする対応についての実態把握と評価が重要である。

最後の四つ目の論点は、そのような農政による村落の把握や、村落の側からの対応によつて、村落や農民の側にいかなる結果が起つてきているか、客観的に農民層の選別が進んでいくという報告もあつたが、そのような結果として起きていく実態を明らかにする必要がある。この論点は、実は「農政と村落」についての展望にかかるものである。そして、それが更にまた、二番目の論点、

むらとは何か、その性格を明らかにするという課題に戻つていくことになろうと思う。

以上のような司会者団の論点整理は、しかし、いうまでもなく、短時間で論議し尽せるものではない。そこで当日の討論では、この司会者団の論点整理と、それに先立つ三つの課題報告等で提起された点を詰めていくことをも含めて、われわれが今後、この「農政と村落」という共通課題を深めていくための、具体的には次年度への問題提起を参会者から求めていくことにした。

一般討論に入つて、まず安原茂会員から、報告に対する質問といふ形で三つの意見開陳があつた。一つは、高橋報告に対して。事例の新潟県豊浦町では補助金導入に対して消極的であり、またそれを拒否しているともいわれたことに興味をもつが、その「拒否の論理」は何であるか、またそれが普遍的なものであるかどうか。これは農政に対する村落の対応を考える上で重要な論点である。二つは、「農政と村落」という共通論題を考える上で、農民の倫理、思想、価値観などに通つて究明する必要がある。その点、静岡県豊岡村のユニアクなむらづくりを主導した藤森村長が、柳田学の影響を受けているという指摘は興味深い。また、不破報告にあつた「土地に対する綻」をその面からどう評価するか。それは古くからあつたものが残つてゐるのか、それを新しい状況に対し自主的に再形成したものなのか。農民の土地に対する考え方を知る上で重要である。三つは、磯辺報告に対して。「労働力の自立化」を強調されてゐるが、その意味内容は何か。恐らくそこに「農政と村落」を考える上で新しい

問題提起が含まれているようにも思う。

引続いて、岩本由輝会員から、不破報告に対し、(1)靈山町のむらづくりにおいて、集落営農団地に指定された部分と、指定されない部分とができて、両者の間であつれきが生じてきているように思う、そのことをどう評価するか。(2)靈山町ですすめる土地利用増進事業では、集落内移動で○・八ヘクタールの農家に○・二ヘクターをつける加えるという僅かなものである。しかし、集落間移動では大規模養蚕の育成ということで相当動いていて評価されるが、その土地の提供は、さきの指定されない戦後開拓集落である。そこにはまた、指定された集落と切捨てられる集落との村内対立を内包するものではなかろうか。(3)靈山町の地域農政の担当者は、もともとその町で社会教育を担当していた人たちである。むらづくり、主体的な地域農政をすすめる上で、地域における農政と社会教育との関係も明らかにしておく必要がある、という意見が出された。

以上の質問に対し、各報告者から以下のよう応答があつた。  
まず、高橋(明)会員は、豊浦町でも土地基盤整備には補助金を導入しているが、農業構造改善事業に対しては負担を切り捨てるものであるとして導入していない。ここは革新勢力が強いこともあって、いわゆる近代化政策には批判的である。戦前からの農民運動の盛んなところで、その伝統の上にこれがすすめられていくことから、必ずしも一般性があるといえないかも知れない。ただ、ここで選別政策に強い批判があるという背景に、この地域ではとくに就業機会に恵まれないという理由があるという点も無視できない。ついで不破会員は、「土地の淀」について、渓流沿いに集落が張りついているという靈山町の地形上の関係から、地域農政が始ま

以前は土地の移動はむしろ少なかった。しかし、以前から「土地というものはむらで保持していくんだ」という考え方があつて、もし移動があつた場合、「むら内で移動させる」「万一一、土地を手離す場合は、自分に代つてむら内の人耕してもらう」という観念が強かつた。地域農政を具体化する過程で、町は農民の創意と工夫によつて農地の利用増進を図ろうと考え、この伝統的な農民のもつ土地に対する観念、慣習を呼びおこし、それを「土地の淀」として具体的に機能させるようになつたのである。また、集落営農団地の指定集落と非指定集落との関係について、町農業委員会としては、良いリーダーがいて、やる気のある集落を指定したといつてゐるが、やはり非指定集落との間に問題があるようだ。利用増進事業も、その後、農委事務局の担当者が代つて、停滞しているようだ。その成果も町の施策そのものといつて、それを担う人によるといふ。農政と社会教育との関係では、確かに社会教育の主事講習会の受講者である農委事務局と町産業課の担当者がこれを推進したが、両者とも、常日頃からむらづくりに関心をもつていたことがこれを成功させたものであろうと思う。担当者らの個人的関心があつたところに、いいかえれば受け皿があつたところに地域農政が下りてきたといふ点に、ここでの展開の根柢があつた。

さらに、磯辺氏は「労働力の自立化」について、今日の日本農業の状態は、低労賃・高地代の構造にあるとシエーマ化できるが、そのような状況を「労働力の非自立化」の状況にあるといふうにいえる。構造問題に触れようとする場合、農業では常に、労賃と地代が衝突する。そこで、労働力と土地とが正常な形で商品化されるという状況が生まれなければ、正常な発展は望むべくもない。そのよ

うな正常な形での労働力の商品化がなされることを「労働力の自立化」と考へることができるが、そのような視点が農業の展開を考える上で不可欠である。たとえば、農民層の分解によつて大規模經營が形成さればそれでよいといふのではなく、問題はそれを基礎づける労働力と土地の商品化的正常さが常に問われ、把握されていかなければならぬのである。労働力の自立化を量的にいえば、低賃金の是正、一般的にいえば範疇の確立にあるといえるが、量的だけでなく、生活様式を含めた質的な面でも問われなければならない。

そのような「労働力の自立化」がなければ、昭和二十一年度の初めに栗原百寿が「単なる集団化、単なる共同化はファシズムの基盤になる」と強調されたように、今日話題となつてゐる単なる地域農業論、単なるむら再生論も、むしろ危険でさえあるといえる。そのようなことへの歯止めといふ意味からも「労働力の自立化」は重要な概念である。別の言葉でいえば、所有に規定された労働ではなく、労働が規定する所有という仕組みに代えることであるともいえる。その「労働力の自立化」の道すじは、また合理的農業の形成と裏腹の関係にある。そして、その中で集団性の支えの中で、個別労働力の自立化を意識的に考えていく必要がある。

その後、しばらく磯辺報告に対する質疑が続いた。島崎稔会員は、その「労働力の自立化」と関連するむらの把握について、報告では「小農存続の基盤としてのむら」と述べているが、その意味内容は何か。また、農政にむらを包摂する側面と、むらを排除する側面との二つの面があると述べられたが、そうではなく農政の方向は、実は、包摂とは見せかけで、本質はむらを排除、否定するもので、その方向への意図的誘導でしかないのではないか。そのような農政の

方向の中で、果して「労働力の自立化」が可能であるか、を質された。

高山隆三会員は、報告では「土地の私的所有の重みがそのまま土地所有の集団的性格の後退につながっていない」と述べられているが、これは日本の特質であるのか、ヨーロッパ的な意味では当然、それは後退する筈である。「労働力の自立化」に関連して、農法の変革、すなわち高度輪栽式經營を展望されてゐる点、興味深いしかし、水田を基礎とした輪栽式經營は他国に例がない。それを創出していく上で、報告で述べられたように、事実上、集団的な政策をもたなければならぬものなのか、を問うた。

これらの質問に対しても、磯辺氏は、まず、「小農存続の基盤としてのむら」について、小農としての、労働する主体の土地所有が、単なる個別性とすることではなく、一定の集団性との関連の中で、常にその土地所有が成立していると考えてゐる。その集団性をさし当たりむらとしている。労働する主体の個別性は、一定の集団性との相互規定の中にあるといふ意味で成立してゐる。その相互規定関係がそれぞれの歴史的形態をとるものと考えてゐる。また、農政のむらに対する二側面的な接近については、昭和五〇年代に入つて、農政としても、その一方だけを強調することができない状況に入つたものとみている。それが農地利用増進法にみられる二元性でもあって、単なる農地の流動化だけでなく、土地保全を含めた面的な農地利用を施策的にすすめざるを得なくなつた問題状況ではないか。農民の側に立つていえば、そこに新しい問題領域、いいかえれば展開の場面がでてきたといえるのではないか。

さらに、「土地所有の私的所有の強まりが、土地所有の集団的性

格の後退につながっていない」ということは、いわれるようきわめて日本のものである。それは、わが国農業が、水田農業で、しかも零細分散錯圃制に乗った零細農耕と切り離しては考えられないことと関連する。また、その水田農業における農法の変革について、水田の汎用化、田畠輪換などが問題となるが、しかし、今日、米よりも一〇アール当たり労働時間・収益ともに低い作物への転作が強いられてくる水田利用再編の中を考えると、それらは単に農民の私的合理性に立脚しただけで成立するとは思えない。そのことを日本農業の中で、長期的・構造的に定着させていくためには、飼料、大豆、小麦などの国家貿易の対象であるそれらの輸入依存構造、いかえれば国全体の仕組み自体を問題にせざるを得ない。そこでは日本農業をめぐる与件そのものに手をつけざるを得ないし、それらを含めてここで論点を整理する必要があるよう思つ。その中で、さらには零細分散錯圃といふ現実を自ら克服していく、日本型の農場制農業を創出するという二段構えが必要ではないかと応答した。

一般討論の最後に、高橋満会員から、冒頭の司会団の論点整理のうち、農民が上からの農政を主体的に組み替えていくという対応に関連して、そのような対応をとる地域と、そうでない地域との違いを生み出す要因は何かという質問があつた。これに対して、柄沢会員は、報告事例とともに、集落によつて、たとえば転作などにその対応が違うのは、それぞれの集落がもつ農業生産力や技術の内容などと関係があるのでないか、今後はそれらの点からも検討すべきではないかという指摘があつた。

以上のような一般討論の後、再び、司会団（高橋）から、これまた次年度につなぐ、次のような初年度の総括があつた。

大会に先立ち宿題委員会では、もし、このテーマが継続されるとすれば本年度の大会では「いま、なぜ『農政と村落』が問題なののか」、実態の分析から問題の所在を明らかにすること、いかえれば論点を整理することを初年度の課題としよう、そして、次年度以降、それをたとえば歴史的にも遡り、また、理論的にも深めていくことを課題にしよう、ということが話し合われた。残念ながら、本日の討論は時間が少なく、その論点整理も、必ずしも十分でなく、すべての論点が出つくしたとはいえないかも知れない。しかし、踏まえるべき重要な論点は、それなりに出たと思う。そこで、本日の大会と、とくに発言者が出席していった関東地区での研究会での報告、討論を含めて、ここで若干の論点の整理について総括しておきたい。その一つは、冒頭の話にもあつたように、農政そのものの論理について。なぜ、今日、農政が村落を直接把握しなければならなくなつたか、その背景にあるものを見確にする必要があるという点である。たとえば、それに農業・農政を取り巻く内圧・外圧、あるいは過剰問題といった農政の環境変化もある。また、村落そのものが成員の多様化などによって大きく変貌し、従来の手法では捉え得なくなつたこともある。さらに、農業の生産力の展開が、従来のように個々の農家経営の枠を超えて、地域なり、集落という単位でなければその生産力が發揮できなくなつたという背景もありうし、農政の中心課題が農業構造問題に置かれるようになつて、それを避けてはすべての農政が展開しなくなつたという背景もある。これらを体系的に整理することが第一点。

第一点は、そのような背景のもと、農政が直接、村落を把握しようとしたときに生ずる矛盾や葛藤というものを、より具体的に、よりリアルに捉える必要がある。初年度の大会報告でも、いくつか紹介されたが、今後、それをさらに拡げていく必要がある。その場合、国の論理と村落の論理の間には、磯辺報告にもあつたようだ「切り捨てと包摶」という相対立したもの内包せざるを得なくなつたのであるが、その国、あるいは農政の論理と、村落の論理とのギャップが、どのようなレベル・局面で具体的な矛盾、対立として具現しているのであるか、を明確につきとめる必要がある。現在、国の農政は、県に降され、それがまた市町村に降され、さらにそれが集落を通じて個々の農家にと順次、降されてきている。そして今のところ、国の農政は県・市町村までストレートに降され、いかにえれば、市町村までは農政に関して一枚岩のようになつていて、さきの矛盾は、市町村と集落との間で具体化しているのが一般的であるよう思う。それをどうにか、より上の局面でその矛盾を具体化させるよう引きあげることはできないか。たとえば、市町村と県との間の矛盾、あるいは県と国との間の矛盾にそれを転換することができないか。この辺が一つ大きな問題となるのではないかと思う。

第二点の論点は、村落の論理にかかるところで、この点については、本大会でもいくつか論議があつたし、また関東地区研究会では、とくに島崎会員からの報告もありましたので、時間の関係からここで省略する。

第四点の論点は、農政と村落との関係・論理である。これについても冒頭にも説明があつたように、ストレートに受容する場合、主体的に組み替えていく場合、抵抗していく場合との三つの対応が考え

られる。このうち、磯辺報告でも強調されたような、主体的な組み替えという対応について、今後、より具体的な事例に即して詰めていく必要があるよう思う。それに関連してそのような主体的な組み替えを現実に行なながら、きわめてユニークなむらづくりをやっている長野県宮田村の調査報告に対して、発言者は次のようなコメントを書いた（『農』一二七号）ことがある。すなわち、「宮田村では國から与えられる既成服をそのまま着るのではなく、それを一旦ばらして、自分たちの体のサイズに合うよう、また自分たちの好みデザインのものに作り替えて立派に着こなしている」と。そういふ上からの農政の地域主体による主体的な組み替えについて、われわれは多くの具体的な事例を集め、それを解析する必要がある。同時に、それらをどう評価するか、次年度の大会で大いに論じたいように思う。たとえば、その評価について、主体的な組み替えだといつても、結局は、それも農政の論理に呑み込まれ、利用されているだけのものではないかといふ評価もある。あるいは、そういった組み替えも、磯辺報告にあつたように、かつて経験した「あのいつか来た道」、ファシズムにつながる危険はないものか、そのイデオロギー面からの検討も加えなければならない。次年度大会では、この『農政と村落』にかかる歴史研究で、昨日ここで拝見した昭和初期の自作映画「栄えゆく村」のよう、下からの善意のむらづくり運動が、なぜ、一体、どのような形で大きな波に呑み込まれていかざるを得なかつたか、など解明していくべきように思う。

主体的な組み替えの評価をめぐって、いま一つの問題は、そのような努力を行つてゐる事例が例外的なものでしかないのか、それともわれわれを含めた今後の努力によつて、そのような主体的な組み

替えが層となつて出てくるものなのか、そして、そのことによつて農政の在り方そのものを何らかの形で変えるだけの力をもつことになるのかどうか、評価が分れるところとは思うが論議してみたい。たとえば、西ドイツにおける農業構造政策で、連邦政府のエルトルブランと、バイエルン州の「バイエルンの道」とは違つてゐるが、そのようなことが日本という風土の中で果してできないものなのかどうか。それは極めて困難なことではあろうかと思うが、「農政と村落」にかかる今後の論議をそこまで拡げても良いのではないかとも思う。